

矢巾町					
要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月22日	<p>1 一般国道4号「盛岡南道路」整備事業の促進に関する要望について 一般国道4号「盛岡南道路」が令和4年度に新規事業化されたことにつきまして、多大なる御尽力をいただきましたことに深く感謝申し上げます。 盛岡南道路は、町民・来訪者の利便性向上、矢巾スマートインターチェンジへのアクセス、岩手流通センターや今秋に竣工予定の東北エリア最大級のマルチテナント型物流施設などの物流拠点への円滑なアクセスによる「物流の道」、そして第三次医療施設である岩手医科大学附属病院への救急アクセスの強化など、県の医療拠点としての「医療の道」、県消防学校を防災拠点とした「防災の道」の、3つの大きな役割を担う「いのちの道」としての道路ネットワークを形成することにより、地域産業の活性化や雇用の創出に確実に結びつくものと期待するものであります。 また、隣接の盛岡市で今春から供用開始された「いわて盛岡ボールパーク」でのイベント開催等による渋滞が懸念されており、この緩和についても併せて期待するものであります。 本町といたしましては、本事業に全面的に協力してまいり所存でありますので、一般国道4号「盛岡南道路」の整備促進について、特に渋滞緩和区間及び救急アクセス強化区間の2区間について優先的な整備を強く要望するとともに、引き続き御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>一般国道4号「盛岡南道路」は令和4年度に国直轄事業として事業化されたところですが、県では、令和6年度政府予算提言・要望において、この道路の整備推進について国に要望したところであり、今後も国に働きかけていきます。(B)</p>	盛岡 広域 振興 局	土木部	B:1
6月22日	<p>2 矢巾スマートインターチェンジアクセス道路の整備に関する要望について 矢巾町は、県都盛岡市に隣接しており、滝沢市と2市1町の広域都市圏を形成し、各市町ともコンパクトなまちづくりを推進しているところであり、また、矢巾町が地方創生を進めていくためには、本町の持つ豊かな地域資源と併せ、近隣都市との交流人口、物流の連携を拡大し地域を活性化していく必要があり、平成30年3月に供用開始した矢巾スマートICは本町にとって多様な利活用が可能なゲートウェイとなるものと考えております。 物流拠点である岩手流通センターなどへのアクセスや岩手医科大学附属病院へアクセスする町道に関しては現在も整備を進めておりますが、整備延長や橋梁の架け替えなど大規模な事業が多くあり、社会資本整備交付金等の予算確保が必須であることから、国への働きかけをしていただきますよう要望いたします。</p>	<p>平成30年3月に開通した矢巾スマートインターチェンジについては、既存の高速道路の利便性を高め、県民の安全で安心な暮らしを守り、活力ある地域社会の形成を図るための施設として期待されており、その利便性を高めるアクセス道路についても早期整備が望まれているところです。 このため、県では令和6年度政府予算提言・要望において「公共事業の安定的・持続的な確保」を国に要望したところであり、今後も貴町と連携を図りながら、様々な機会を捉えて、必要な予算の確保を国に働きかけていきます。(B)</p>	盛岡 広域 振興 局	土木部	B:1
6月22日	<p>3 一般県道矢巾停車場線の自転車・歩行者空間の整備及び電線共同溝の整備に関する要望について 一般県道矢巾停車場線は緊急輸送道路である国道4号と三次救急医療機関を連絡する重要な県道であり、地震等による電柱の倒壊が懸念される場所がありますが、令和3年度から無電柱化を図る工事に着手していただいたことは、安全・安心な通行を確保するうえで大変喜ばしいことであり感謝申し上げますとともに、引き続き事業を推進していただくことを要望いたします。 また、当該路線は令和元年9月に開院した岩手医科大学附属病院へ向かう自転車や歩行者が増加しております。現時点においても自転車・歩行者が接触する事故等が発生している状況であり、更には冬期間の安全・安心な歩行空間を確保する必要が高まってきていること、また、緊急輸送道路である国道4号と三次救急医療機関を連絡する重要な県道であるため、地震などによる電柱の倒壊も懸念されることから電線共同溝の整備による無電柱化等を図っていただくよう、次の3点について要望いたします。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自転車・歩行者の接触を避けるため、自転車走行空間の整備 2 医療機関等とのアクセス路線となることから融雪設備の整備 3 防災減災の観点から、無電柱化を推進する電線共同溝の整備 	<p>要望の区間については、令和3年度に事業着手し、無電柱化を推進するための電線共同溝及び融雪設備の整備を進めているところです。令和5年度は、引き続き電線共同溝工事を推進していきます。(A:2) また、県では、令和3年3月に「岩手県自転車活用推進計画」を策定し、自転車を快適に利用するための環境を創出するため、自転車通行空間等の整備を推進することとしており、要望の区間については、周辺の交通需要や道路利用状況等を見極めながら、自転車通行空間の整備を検討していきます。(B)</p>	盛岡 広域 振興 局	土木部	A:2、 B:1

6月22日	<p>4 一級河川岩崎川基幹河川改修事業の整備促進に関する要望について 本町を縦横断する一級河川岩崎川、太田川、芋沢川の基幹河川は、平成4年度に基幹河川改修事業として国の事業認可を受け、河川改修事業が進められております。</p> <p>県と盛岡市と隣接する本町は、近年、市街化区域の急速な整備から人口増加に顕著なものがあり、教育施設の整備が進んでいるほか、矢幅駅を中心とする矢幅駅周辺土地区画整理事業区域には大型ショッピングセンターや住宅地が形成され、中心市街地として整備が進んでおります。また、県内医療施設の中核である岩手医科大学の総合移転事業において、令和元年9月に附属病院施設が開院され、雨水流出量が今後とも増大することが想定されております。</p> <p>平成25年8月9日の大雨・洪水を受け、岩崎川に関しては平成26年度から一級河川岩崎川床上浸水対策特別緊急事業として着手していただき、県道不動盛岡線までの区間が完了しております。しかしながら、太田川、芋沢川につきましては、過去に何度となく河川の氾濫による越流や河川施設に被害を受け、住宅地の浸水や農地への被害が発生し、住民生活に支障をきたしております。</p> <p>このことから、町民の生命と財産を守り、安全・安心なまちづくりを進めるため、基幹河川改修事業の整備促進を図られますよう要望いたします。</p>	<p>岩崎川は、床上浸水対策特別緊急事業により北上川合流点から不動盛岡線までの区間の河川改修が令和2年度までに概成したところです。</p> <p>太田川や芋沢川については、まずは氾濫の原因となりました堰について、令和3年度まで撤去・改修を行い、浸水被害の低減を図ったところです。</p> <p>令和4年度から、太田川について下流岩崎川との合流付近から用地測量を進め、順次関係者への説明を行っています。</p> <p>令和5年度は、引き続き関係者への説明を進めるとともに、国道4号五内川橋区間の計画について、道路管理者である国土交通省と調整を行っています。</p> <p>また、太田川の河川改修区間より上流域についても令和3年度まで立木伐採や河道掘削を実施するなど、浸水被害の軽減に努めているところです。芋沢川については、太田川の整備に引き続いて河川改修を進めることとしています。</p> <p>このほかにも、岩崎川煙山地区の河川改修の推進や、大規模洪水時の早期の避難に資するため水位周知河川に指定するなど、ハード・ソフト両面から流域全体の安全・安心の確保に取り組んでいます。(A)</p>	盛岡 広域 振興 局	土木部	A:1
6月22日	<p>5 徳田橋架け替え早期完成に関する要望について 一般県道大ヶ生徳田線は、国道4号と国道396号を連絡する主要幹線道路であるとともに、盛岡広域都市圏の南東部や紫波町から北上川を渡河し、盛岡市中心部や矢巾町への相互連携を図るために重要な役割を担う路線となっております。</p> <p>徳田橋につきましては、昭和37年に架橋され幅員5.5mと狭隘で老朽化による損傷も著しく、近年では周辺市街地の整備による交通量が増加傾向であることもあり、国道4号から徳田橋へ向かうアプローチ区間については、県街路事業により整備が完了し、岩手県施行により着手された徳田橋架け替え事業についても、完成間近となっていることについては、地元としても喜ばしいことであり大変感謝しております。</p> <p>徳田橋は、近隣市町村との連携をはじめ、岩手医科大学附属病院への「いのちの道」としてのネットワークの強化に重要な役割を担うものであることから、早期完成について特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。</p>	<p>一般県道大ヶ生徳田線の徳田橋の架け替えは、平成23年度に事業着手し、令和6年3月23日に新橋の供用開始をしました。引き続き旧橋撤去工事を進めていきます。(A)</p>	盛岡 広域 振興 局	土木部	A:1

6月22日	<p>6 北上川堤防未築堤箇所の早期整備に関する要望について 矢巾町を流れる北上川の堤防整備につきましては、昭和23年から徳田堤防として事業着手していただき昭和26年に竣工しております。</p> <p>本町南東に位置する土橋地区の一部区間において、堤内地の標高が高いということで約500mが堤防の未整備区間となっており、平成19年9月の豪雨、平成25年8月の大雨・洪水の際には道路・農地が冠水し宅地に隣接するところまで迫ってくるという被害が繰り返し生じております。</p> <p>この土橋地区には、介護老人保健施設が立地されており、現在90名の入所者数であります。令和5年度には60名を加えた150名の入所者数となる施設を整備することとなっております。現在、土橋地区では、町民と介護老人保健施設が連携し、自力での避難が難しい地域の一人暮らしのお年寄りを施設の4階に避難させるように地域と施設が一丸となって身の安全を守る仕組みづくりを行っておりますが、冠水の都度、近隣住民は不安を抱え生活している現状にあります。</p> <p>つきましては、町民の生命と財産を守り、安全・安心な生活の実現のため、早期に堤防を整備していただきますよう要望いたします。</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。</p> <p>国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「土橋地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他の地区の整備状況、流域治水の方向性などを総合的に勘案しつつ、対応を検討すると聞いています。</p> <p>なお、北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、令和5年6月14日の令和6年度政府予算提言・要望において、矢巾町土橋地区の築堤について国に要望したところです。引き続き貴町と連携し、早期事業着手に向け国に働き掛けていきます。(B)</p>	盛岡 広域 振興 局	土木部	B:1
6月22日	<p>7 県営住宅整備に関する要望について 矢巾町では現在、公営住宅法に基づき町民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、低廉な家賃で11団地242戸の町営住宅を提供しております。</p> <p>町営住宅の状況につきましては、町内外から入居希望の問い合わせは多数いただくものの満室状況が続いており、また老朽化も進んでいることから住宅困窮者へ十分な住宅環境を提供することが困難な状況となっており、町としても住宅環境を整備すべきですが、厳しい財政状況を勘案すると早期整備は難しい状況となっております。</p> <p>また、市街化区域内の未利用地が無く市街化調整区域における法規制等により、需要が供給を上回る状況が続いており土地価格及び民間賃貸住宅の値段が高騰し、「矢巾町に住みたい」という声に応えることができない状況となっております。</p> <p>本町が、盛岡広域のみならず北上市周辺まで通勤圏内であること及び岩手医科大学総合移転等により人口動態が変化したことによる、住宅需要の急増を考慮いただき、本町への県営住宅整備について要望いたします。</p>	<p>県営住宅については、低額所得者等のためのセーフティネットとして、これまで整備を進めてきたところであり、いわて県民計画(2019～2028)及び岩手県住宅マスタープラン(岩手県住生活基本計画)、岩手県公営住宅等長寿命化計画に基づき、長寿命化等に資する更新、改修を進めるとともに、今後は、広域的な人口減少の見通し等を踏まえ、原則として新たな整備ではなく、既存の管理戸数の適正化、集約・再編を図ることとしています。</p> <p>また、同マスタープラン及び同長寿命化計画においては、全国的又は県広域に関わる課題については県が取り組むこととし、地域の住宅需要等の課題に対応するための公営住宅の供給は原則として市町村が行うこととしています。</p> <p>このため、新たな公営住宅については、市町村が整備することが適切であると考えていますが、引き続き貴町とは、県営住宅の整備の必要性の検討も含め、地域の住宅事情や課題等について共有していきます。(C)</p>	盛岡 広域 振興 局	土木部	C:1
6月22日	<p>8 通学路の安全対策に関する要望について 矢巾町は、各市町との間での通勤通学等による交流人口も多く、県内最大の物流拠点もあるため、大型車両等を含む交通量は県内でも非常に多い地域となっております。中でも、矢巾SIC周辺の町道宮田線・堤川目線・安庭線、国道4号周辺の町道西前線の合計2.4キロメートルの交通量の増加が顕著であります。</p> <p>特にも児童・生徒の安心安全な暮らしの実現のためには、通学路の安全を確保するため、歩道の整備が急務となっております。</p> <p>つきましては、大規模な町道整備事業を推進する必要があることから、社会資本整備総合交付金等の国庫補助金の予算確保について、国への働きかけをしていただきますよう要望いたします。</p>	<p>県では、社会資本整備総合交付金等の予算確保に向けて、令和6年度政府予算提言・要望において「公共事業の安定的・持続的な確保」を国に要望したところです。</p> <p>今後も貴町と連携を図りながら、様々な機会を捉えて、必要な予算の確保を国に働きかけていきます。(B)</p>	盛岡 広域 振興 局	土木部	B:1

6月22日	<p>9 加齢性難聴者補聴器購入又は貸与制度創設に関する要望について</p> <p>加齢に伴う難聴は、日常生活や認知機能等に影響を及ぼす高齢者特有の健康障害の一つであり、根本的な治療法がないことから、医師の診察・指導のもとで適正な補聴器を使用することになります。高齢者が難聴が原因で社会からの孤立やフレイルなどの虚弱状態に陥り、要介護状態等になることやその進行の可能性が危惧されます。</p> <p>高齢者の補聴器の使用は、社会での孤立を防ぐとともに、結果的に心身の虚弱状態から要介護状態へ変化することを防ぐことに有効であるといわれていますが、補聴器の購入費は高額であり、個人での購入が難しい状況にあります。</p> <p>補聴器の支給や補聴器購入費助成などの支援については、身体障害者手帳をお持ちの方が、障がい福祉制度を利用して購入する制度などはありますが、自治体によっては独自事業で実施しているものの、加齢に伴う難聴への公的補聴器購入助成制度は現状難しい状態であることから、高齢者の健康維持増進のための補聴器購入又は貸与に係る高齢者福祉制度、介護保険制度等での創設を要望します。</p>	<p>加齢による聴力の低下は、高齢者が閉じこもる要因の一つと考えられており、閉じこもりによって社会活動が不活発となり、認知症の発症をはじめとした要支援・要介護状態に陥ることが懸念されることから、加齢性難聴者に対する適切な配慮や支援が行われることは、介護予防のみならず高齢者の生活の質の向上に資するものと認識しておりますが、現行の公的支援制度(障害者総合支援法)においては、高度・重度の難聴者のみが支援の対象となっているところです。</p> <p>認知症との関係については、国の認知症施策推進大綱において、難聴が認知症の危険因子の一つに挙げられておりますが、現状では明確なエビデンスが得られていないことから、現在、国において難聴と認知機能の関連や認知機能における補聴器の効果を検証する研究が進められているものと認識しております。</p> <p>これらのことから、県では、国に対し、当該研究を進めるとともに、その研究成果を踏まえた上で、障害者総合支援法の対象とならない加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度を創設するなど支援を充実するよう要望したところであり、引き続き、国の研究成果やそれを踏まえた補聴器購入に対する補助制度の創設等に係る動向を注視していきます。(C)</p>	盛岡 広域 振興 局	保健福 祉環 境 部	C:1
6月22日	<p>10 子どもの医療費助成の対象年齢拡大に関する要望について</p> <p>深刻な少子化の進行により、将来の危機的な人口減少が危惧される中で、子育て世帯への直接的な経済支援は大変重要であり、その施策のひとつとして子ども医療費助成制度が実施されております。</p> <p>全国の市区町村においては、国等による支援が不十分なことから、子育て世帯に対する経済的負担の軽減につながる医療費助成について、単独で対象年齢の拡大や所得制限の撤廃、現物給付化を実施しており、それが市町村間の競争になっている面もあります。</p> <p>本町においても単独で対象年齢の拡充や所得制限の撤廃、現物給付化を実施しております。県におかれましては、令和5年8月から県内統一して高校生等(18歳到達年度末)まで現物給付対象拡大予定であり、それに伴い新たに国民健康保険国庫負担金等の減額調整額に対して財政支援を行うこととされておりますが、県単の子ども医療費助成の対象自体は未就学児と小学生(入院分のみ)であることから、町民からは給付対象の拡充等さらなる制度の充実が望まれております。</p> <p>こうした要望に応えるため、市区町村の医療費助成の格差を広げないためにも、「異次元の少子化対策」のひとつとして、子育て世帯にやさしい医療費助成制度の実施について国へ働きかけをしていただき、3については、県において実施して下さるよう要望いたします。</p> <p>記</p> <p>1 子どもの医療費助成制度の拡充実施 2 国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止及び国の制度として無償化の実施 3 医療費助成制度の拡充 (財政支援の拡充、助成対象を18歳までに拡充)</p>	<p>1及び2について</p> <p>子どもの医療費助成は、各市町村の政策的判断の下、単独事業として拡充されてきていますが、本県のみならず、全国的に支援の拡充が進む中、全国の自治体から、子ども医療費助成の全国一律化と、地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整措置の廃止が強く求められており、これまでも国に対し、全国知事会としても、全国一律の制度の創設と減額調整措置の廃止を要望してきたところであり、今後も粘り強く国に対し働きかけを行ってまいります。(A:2)</p> <p>3について</p> <p>県では、広域的な視点から、より専門的なサービスの提供を行う役割があることから、県立病院事業に約200億円を繰り出すなど、市町村単位では実施が困難な施策を実施してきたところです。医療費助成の対象を拡大する場合には、重度心身障がい児・者など他の助成制度との公平性にも配慮する必要があり、県の政策全体の中で、総合的に検討する必要があります。(C)</p>	盛岡 広域 振興 局	保健福 祉環 境 部	A:2、 C:1

6月22日	<p>11 国民健康保険における保険料水準の統一化に向けた取り組みに関する要望について 平成30年度から国民健康保険制度の改革により、県が財政運営の責任主体となり、市町村保険者は、従来どおりの資格や給付及び保健事業並びに保険料(税)の賦課、収納業務を実施しております。</p> <p>厚生労働省が示す「国民健康保険における納付金および標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」においては、将来的に都道府県での保険料率の統一を目指し、都道府県内で提供される医療サービスの均質化や医療費適正化の取り組みが求められています。また、同一都道府県内で転居等した際に保険料が変動した理由がわかりにくく、住民負担の「見える化」からも保険料水準の統一が求められます。</p> <p>すでに国保運営方針に保険料水準の統一を盛り込んでいる都道府県もあり、国としても支援するため、統一の趣旨・意義、各都道府県での課題の解決事例等について整理した「保険料水準に統一加速化プラン(仮称)」が令和5年度中に策定予定であり、県と市区町村における議論の更なる加速化により、「都道府県内の保険料水準の統一化」の早期実現に向けた取り組みをお願いするものです。</p> <p>また、未就学児の均等割保険料の軽減措置について、令和4年4月から5割軽減が開始されておりますが、子育て支援の観点から、未就学児の均等割保険料の全額減免措置について、国へ働きかけていただきますよう要望いたします。</p>	<p>保険料水準の統一に向けた方針については、県と市町村が連携して策定した第2期岩手県国民健康保険運営方針において、同じ所得水準・世帯構成であれば、同じ保険料水準となることを将来のあるべき姿としています。</p> <p>一方で、各市町村の事業運営や各被保険者に賦課される保険料に影響を及ぼすものであることから、第2期運営方針期間中に、統一の定義や保険料水準の統一による影響及び課題等について、検証、協議を行うこととしており、今年度は、本県の統一の定義及び時期等について市町村と協議を進めたうえで、第3期運営方針を策定することとしております。</p> <p>(B)</p> <p>子どもに係る均等割保険料については、子育て世帯の保険料を重くしている実態があることから、子育て支援や医療保険制度間の公平性の確保の観点から、令和4年度から施行されている未就学児に係る軽減制度について、対象年齢及び軽減額を拡充するよう国に要望しています。</p> <p>(A)</p>	盛岡広域振興局	保健福祉環境部	A:1、 B:1
6月22日	<p>12 介護・福祉事業者の人材確保支援に関する要望について 介護・福祉施設事業者では、その業務内容等により従来から専門職の確保、定着が難しく、人口減少に伴う就労者人口の減少も相まって全国的に専門職の確保等が課題となっております。</p> <p>さらには専門職の人材が、財政面や生活、就労などの諸条件において、地方と比べて優位な大都市圏へと流出し始めている状況です。</p> <p>超高齢社会を迎えることによる2025年問題や2040年問題への対応、それを支える専門職の人材確保等については、国全体の喫緊の課題であり、国が先導して取り組むべき課題であります。</p> <p>福祉・介護サービス基盤を整備するために、県に設けられている「地域医療介護総合確保基金」の拡充を国へ働きかけ、県においても、地域の実情に合わせた介護や福祉事業者への人材確保等のための直接的な支援を要望します。</p> <p>また、国は令和4年2月から9月まで福祉・介護職員の処遇改善を図るための「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」が交付され、10月以降は臨時の報酬改定により同様の措置が行われ、月給が3%程度引き上げられています。しかし、現場では3%程度では人手不足など根本的な問題は解決していないと捉えており、基本報酬の大幅な引き上げを含めた抜本的な見直しを国へ働きかけていただくことを要望します。</p>	<p>高齢化の進展への対応や地域包括ケアのまちづくりを進めるに当たり、福祉・介護サービス基盤の整備や介護福祉人材の確保は重要な課題であると認識しています。</p> <p>そのため、県では、介護人材の「参入の促進」、「労働環境・処遇の改善」及び「専門性の向上」の観点から、介護福祉士修学資金の貸付、求職者と求人側のマッチング支援、労働環境や処遇改善を促進するセミナーの開催、介護ロボット等の導入支援などに取り組んでいるほか、介護の仕事に対する理解促進に資する事業や新任職員の研修費用への補助を行うなど、市町村や関係団体等の取組を支援しています。(A)</p> <p>また、国に対して、地域医療介護総合確保基金の十分な財源の確保や、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営と必要なサービスの提供に向け、適切な水準の介護報酬の設定や公費負担割合の見直しの検討を行うよう要望しています。(B)</p>	盛岡広域振興局	保健福祉環境部	A:1、 B:1

6月22日	<p>13 帯状疱疹ワクチン接種費用助成に関する要望について</p> <p>帯状疱疹は成人の9割が原因となるウイルスを保有しており、80歳までに3人に1人が発症すると推定されています。発症の全国データは把握できませんが、宮崎県皮膚科医会の調査では、全国の発症者は年間60万人と推定されると新聞報道されております。年齢を重ねることでこのウイルスに対する免疫力は低下するため、年代別では、50歳代から発症率が高くなりピークは70歳代となっております。発症すると体の片側に神経痛がおこり、50歳以上では発症した人の2割が帯状疱疹後神経痛に移行するといわれ、重症化すると視力低下や難聴、顔面麻痺になる恐れもあります。</p> <p>ワクチン接種により発症予防や重症化防止の効果が期待できますが、ワクチン接種費用は最大で約44,000円と高額であり、紫波郡医師会から費用が高く接種を躊躇する人もいとっており、本町においても、費用助成についての問い合わせも寄せられています。</p> <p>県内では2自治体が独自事業として費用助成制度を創設し、全国では令和5年度173自治体において費用助成が行われており、東京都では都内の区市町村の助成導入を後押しするため、今年度から助成額の2分の1を負担する補助制度を設けております。</p> <p>つきましては、帯状疱疹の発症予防と住民の負担軽減のため、帯状疱疹ワクチン任意予防接種費を助成する市町村へ県補助制度を創設するとともに、国に対して定期接種化が進むよう働きかけを行うようお願いいたします。</p>	<p>県では帯状疱疹ワクチンを定期接種化するとともに、市町村に過度の財政負担が生じないように必要な財政措置を講じることを国に対して要望しているところです。(B)</p>	盛岡 広域 振興 局	保健福 祉環境 部	B:1
6月22日	<p>14 農業収入を向上させるための施策の実施に関する要望について</p> <p>農業後継者や新規就農者が不足している課題については各市町村でも問題となっており、農業者からも、まずは農業収入を向上させて、農業収入だけで生活できるようにならないと後継者も新規就農者も増えないとの声があります。また、別の職業に就いた方が収入が安定するので、自分の子どもにも農業を継いで欲しいとは言えないという意見が多く寄せられています。</p> <p>昨今の不安定な社会情勢の中、農業は国を支える重要な基幹産業であることから、新規就農者等を確保するため、農業収入を向上させるための施策を実施するよう、下記の2点について要望いたします。</p> <p>記</p> <p>1 消費者に対し、農産物価格に対する理解醸成のための周知等を講じるよう要望します。</p> <p>2 農業者が新たな販売先ルートを発掘するための支援を講じるよう要望します。</p>	<p>1 農畜産物は、都道府県を越え流通するとともに、全国的な需給に応じて価格が決定されることから、県では、国に対し、生産・流通コスト等を踏まえ、再生産に配慮した、適正な価格形成・取引を推進するための全国的な仕組みを、早期に構築するよう要望しています。</p> <p>また、県では、適切な価格転嫁に向けた機運醸成や、賃金の引き上げに取り組む環境整備など、地域経済の活性化に寄与するため、令和5年7月、県内経済団体や労働団体と共に、「価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言」を行うとともに、地産地消県民運動や、「買うなら岩手のもの運動」などによる県産品の消費拡大を推進しており、引き続き、関係機関・団体と連携しながら、再生産可能な農畜産物の適正価格への理解醸成を進めていきます。(B)</p> <p>2 農業者が新たな販売先ルートを開拓するため、県では、市場流通や系統販売に加え、</p> <p>① 実需者を対象とした産地見学や交流会を通じた生産者による安全・安心で高品質な県産農林水産物の魅力のPR</p> <p>② 食のプロフェッショナルアドバイザーを活用した首都圏の大手飲食チェーン店など直接取引先の新規開拓や、既存取引の拡大</p> <p>③ ネット販売を通じた新たな顧客や販路の拡大などの取組を進めています。(A)</p> <p>今後も、多様な販売ルートの開拓に意欲的な生産者のニーズを踏まえながら、必要な支援を行っていきます。</p>	盛岡 広域 振興 局	農政部	A:1、 B:1

6月22日	<p>15 農業生産資材等価格高騰に対する継続的な支援に関する要望について</p> <p>2020年からのコロナ禍、ロシアによるウクライナ侵攻といった世界的な情勢により、農業者にとっては飼料や肥料等の農業生産資材の価格高騰、さらには電気料や燃料費の価格高騰が昨年度から続いており、農業経営においても大きなダメージを与え、一農業者の努力によって解決できる問題の範囲を大きく超えています。</p> <p>現在も国による配合飼料価格高騰対策事業及び肥料価格高騰対策事業が実施されておりますが、先にあげた海外情勢を鑑みても今後も安定的な飼料等の供給を見込むことは困難な状況となっております。また、国内資源をできるだけ活用した循環型の営農体系へ転換するための施策も実施されておりますが、農業者がその効果を実感するには時間を要するものであり、肥料高騰の損失を一度に解消できるものではありません。</p> <p>生産者は、農業生産資材等価格が高騰する以前から、厳しい農業経営の中、農業経営の不安や離農の危機と戦い、必死に努力を重ねて農業を継続し安全な農作物を消費者に届けてきました。</p> <p>こうした農業者の努力に報い、今後も生産者が将来に希望を持って持続可能な農業を営み、消費者が安心して農産物を手にとることができるようにしていくためにも、農業生産資材等価格高騰に対する更なる支援拡充を講じられるよう要望いたします。</p>	<p>国が実施している直近の農業生産資材価格調査によれば、令和2年度を基準年とした場合に、本年4月時点の価格指数が122.3となっているなど、依然として農業経営に大きな影響があると認識しています。</p> <p>こうした農業生産資材価格の高騰に対応するため、県では、本年6月、燃料、飼料、肥料、電気料金の高騰対策の充実・強化など、必要な対策を講じるよう、国に要望したところです。</p> <p>また、県では、これまでに、農業者の経営安定に向け、国事業の活用とともに、県独自に、省エネ機器等の導入や、配合飼料・肥料の価格高騰対策、農業水利施設の電気料金などの価格高騰に対する支援策を措置しています。</p> <p>さらに、令和5年度一般会計第1号及び第5号補正予算において、配合飼料購入費の価格上昇分への補助に要する経費を改めて追加措置するとともに、令和5年度一般会計第5号補正において、新たに農業協同組合等が所有する農業共同利用施設の省エネルギー化に資する取組等を支援する経費を措置したところです。</p> <p>引き続き、農業生産資材等の価格や国の動向を注視しながら、農業者の声を丁寧に取り、適切に対応を進めていきます。(B)</p>	盛岡 広域 振興 局	農政部	B:1
6月22日	<p>16 畑地化促進事業のうち定着促進支援の支援期間延長に関する要望について</p> <p>全国的に主食用米の需要が減少し、水田での作付転換が進む中、農業者の安定的な収入及び食料自給力の向上に資する水田活用の直接支払交付金については令和4年度から制度が見直しされ、5年間で一度も水稲の作付けが行われない農地は令和9年度以降交付対象水田となることが示されるなど、農業者の中・長期的な営農計画に大きな影響を与えています。</p> <p>この水田活用の直接支払交付金の制度見直しの一環で、国では令和5年度に畑地化促進事業を推進しており、畑作物の需要に応じた生産促進を目的として、対象作物の生産が安定するまでの一定期間において継続的に支援することとなっております。</p> <p>しかしながら、この支援期間は5年と設定されており、5年間だけの支援では農業者にとっての将来的な収入の見通しが立たず、畑地化への移行を決断することが難しくなっております。加えて、飼料や肥料等の農業生産資材の価格高騰が続く現状は農業経営を圧迫しており、これらの状況が続けば農業に対する意欲が減退し、離農や耕作放棄地の増加が危惧されます。</p> <p>つきましては、国の推進する「畑作物の需要に応じた生産」を促進し、円滑な畑地利用への移行を行っていくため、対象作物の生産が安定するまでの支援期間を延長することを要望いたします。</p>	<p>県では、国に対し、水田の畑地化を支援する「畑地化促進事業」について、高収益作物の定着化に有効であることから、交付単価を維持した上で、事業を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう、要望しているところです。</p> <p>また、畑地化に取り組む農業者に対しては、栽培技術の修得や、県単事業の「地域農業計画実践支援事業」等による機械・施設の整備等により、早期に生産が安定するよう支援していきます。(B)</p>	盛岡 広域 振興 局	農政部	B:1

6月22日	<p>17 障がい者の地域生活支援事業実施のための財源確保に関する要望について 過去5年の地域生活支援事業費補助金充足率は、国及び県補助ともに平均して5割程度に留まり、必須事業分も満たしていない状況です。 本町では必須事業の他、任意事業として日中一時支援や訪問入浴サービスを実施しています。また、促進事業として医療的ケア児等総合支援事業(医療的ケア児等在宅レスパイト事業)にも取り組んでおります。 障がい者及び障がい児の日中活動の場の確保や、家族等の支援者に対する支援ニーズは年々高まっており、継続的かつ充実した事業の実施が求められています。 つきましては、障がい者及び障がい児が安心して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて本事業を実施するため、必要な財源を確保いただき、また、国へ働きかけていただくよう要望いたします。</p>	<p>県においては、地域のニーズに基づき必要な事業が実施できるよう、十分な財政措置について、これまでも国に対し要望を行っており、令和6年度政府予算提言・要望においても要望を行いました。 また、全国知事会からも同様の要望を行う予定となっており、今後も機会を捉えて国へ要望していきます。(B)</p>	盛岡 広域 振興 局	保健環 境福祉 部	B:1
6月22日	<p>18 (仮称)多目的屋内練習施設・スポーツ健康科学センター等の矢巾町への整備に関する要望について 本町では、「矢巾町スポーツ推進計画」に基づき、町民が健康で生涯にわたってスポーツに親しみ、積極的に参加できる体制を整備促進するため、スポーツ環境の整備に努め、関係団体や各種スポーツ団体と連携し協働することにより、各団体や地域における積極的な取り組みを推進し、第7次矢巾町総合計画に掲げている、スポーツ活動の振興にかかる各施策の実現に向けた取り組みを推進し、スポーツを「する みる ささえる」を重点とした事業を展開することや、それぞれの立場で、スポーツに参加し感動と喜びを分かち合い「いつでも どこでも いつまでも」を推進するため、平成31年1月に「スポーツのまち やはば」を宣言を行っております。 県民や町民のスポーツ環境や健康づくり環境の創設のため、県営(立)スポーツ施設の建設に関し、下記の3点について要望いたします。 記 1 老朽化により建設が必要と聞き及んでいる県営体育館について、本町に新設いただきますよう要望いたします。 2 スポーツ医科学に基づく県民、町民の健康づくりの推進、スポーツの振興及び競技選手の競技力向上のため、岩手医科大学及び同附属病院と連携した「(仮称)多目的屋内練習施設・スポーツ健康科学センター」の本町への整備を要望いたします。 3 県営屋内温水プールは老朽化が進み、かつアクセスが不便であることから、県水泳連盟からは同施設の本町への建設について要望いただいているところです。また、県営体育館や(仮称)スポーツ健康科学センターとの相互利用の可能性も高いことも大いに考慮されることから、本町へ新設いただきますよう要望いたします。</p>	<p>1 県営体育館については、令和3年2月に岩手県文化スポーツ部所管公共施設個別施設計画を策定し、計画的に施設の修繕・改修を図りながら施設の長寿命化を図っていくこととしております。 今後5年ごとに行う個別施設計画の改定に併せて、関係者の意見を聞きながら、対応方針を検討していきます。(B)</p> <p>2 県では、これまで、スポーツ医・科学の知見に基づく県民の健康づくりや競技力向上について、県営スケート場内に体力測定や実技講習を行うスペースを確保し、測定結果に基づくトレーニングメニューの提供やスポーツ栄養、メンタル等に関する研修等を実施しているところです。 また、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を持つ専門員等を配置するとともに、岩手県体育協会が設置しているスポーツ医・科学委員会と連携し、スポーツドクター、スポーツ栄養士、大学関係者等の協力をいただきながら、県民の健康づくりに係る講習会への講師派遣のほか、選手強化のためのトレーニング指導やこれまで養成したいわてアスレティックトレーナーの現場での効果的な活用など、ソフト面での様々な取組を進めており、国内外の大会における本県出身選手の活躍につながっているところです。 当面は、現行の取組の充実・強化を図りながら、スポーツ健康科学センター・多目的屋内練習施設のあり方についても、検討していきます。(B)</p> <p>3 県営屋内温水プールについても、令和3年2月に個別施設計画を策定し、計画的に施設の修繕・改修を図りながら施設の長寿命化を図っていくこととしており、5年ごとに行う個別施設計画の改定に併せて、関係者の意見を聞きながら、対応方針を検討していきます。(B)</p>	盛岡 広域 振興 局	経営企 画部	B:3

6月22日	<p>19 フリースクールへの支援及び統一的基準の整備に関する要望について</p> <p>フリースクールの運営主体には放課後等デイサービスや児童福祉施設等の様々な事業を行っている団体があり、経営方法もそれぞれ異なっており、児童生徒が市町村を越えて通う事案がありますが、市町村教育委員会によってフリースクールとして認める判断に差があります。</p> <p>様々な理由で学校に通うことのできない児童生徒が、もう一つのチャンネルとしての需要が高まっているフリースクールに安心して通うことのできる環境を整えるためにも、フリースクールを運営する団体の安定した経営を継続できるように、県による財政的な支援とフリースクールとして認めるための統一的な基準の整備を要望します。</p>	<p>県教育委員会では、令和3年度から、フリースクール等民間団体と合同で、不登校児童生徒の支援に係る課題等を共有し、支援に向けた学校、教育委員会と民間団体との連携の在り方を確認することをねらいとした「不登校児童生徒支援連絡会議」を開催しています。令和4年度は、市町村教育委員会の教育支援センター担当者にも出席いただき、連携の輪を広げたところです。令和5年度の連絡会議では、学校と連携した保護者への支援や保護者向けの情報提供について話題としたところであり、各市町村教育委員会や各教育事務所の関係者と情報共有したところです。</p> <p>令和6年度は、新たに保護者等を対象とする学習会を開催するなど、不登校児童生徒やその保護者に対する支援の充実が図られるよう関係団体との一層の連携に取り組んでいきます。</p> <p>また、国の不登校児童生徒の支援に係る通知には、指導要録上出席とする扱い等について示されており、今後も動向を注視しながら、フリースクール等民間団体の状況を把握し、課題を共有しながら連携を推進していきます。(C)</p>	盛岡 広域 振興 局	盛岡教 育事務 所	C:1
-------	---	--	---------------------	-----------------	-----